



目 次

規 則	ページ
◎高知県庁内防火管理規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施（3件）	（統計分析課） 1
○公有水面埋立てのしゅん功認可	（漁港漁場課） 2
○国土調査の成果の認証	（用地対策課） 3
○道路の区域変更（2件）	（道 路 課） 3
○道路の供用開始（2件）	（ " ） 3
◎海岸保全区域の指定	（港湾・海岸課） 4
◎海岸保全区域の指定及び告示の廃止（2件）	（ " ） 5
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正（2件）	（ " ） 7
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定（2件）	8

規 則

高知県庁内防火管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年9月11日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第63号

高知県庁内防火管理規則の一部を改正する規則

高知県庁内防火管理規則（昭和39年高知県規則第101号）の一部を次のように改正する。

題名中「防火管理」を「防火等管理」に改める。

第1条中「（西庁舎及び北庁舎並びに）」を「、西庁舎及び北庁舎（）」に改める。

第2条第1項を削り、同条第2項中「防火管理者は」を「消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の防火管理者及び同法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条第1項の防火管理者（以下「防火・防災管理者」という。）には」に改め、同項を同条第1項とし、同条第5項を削り、同条第4項中「検査責任者は」を「点検検査責任者は、防火・防災管理者の監督を受けて建築物、設備及び危険物に関する状況の点検検査を統括する

ものとし」に改め、同項を同条第5項とし、同条に次の2項を加える。

6 点検検査員は、点検検査責任者の監督を受けて建築物、設備及び危険物に関する状況の点検検査を行うものとし、防火・防災管理者が別に指名する者を充てる。

7 前項の点検検査員の責任区分は、防火・防災管理者が別に定める。

第2条第3項中「防火管理者」を「防火・防災管理者」に、「その職務を行う」を「、その職務を代理する」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の2項を加える。

3 庁内の防火管理等を行うため、火気取締責任者、点検検査責任者及び点検検査員を置く。

4 火気取締責任者は、防火・防災管理者の監督を受けて防火・防災管理を行うものとし、別表の左欄に掲げる庁舎の区域についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、当該職以外の者が別に指名された場合は、この限りでない。

第3条ただし書中「防火管理者」を「防火・防災管理者」に改める。

第4条中「、又は」を「又は」に、「防火管理者」を「防火・防災管理者」に改める。

第5条及び第6条中「防火管理者」を「防火・防災管理者」に改める。

第7条の見出し中「検査」を「点検検査」に改め、同条第1項中「検査責任者は、防火管理者」を「点検検査責任者は、防火・防災管理者」に、「検査員」を「点検検査員」に、「検査並びに」を「点検検査並びに」に、「検査を」を「点検検査を」に改め、同条第2項中「検査員」を「点検検査員」に、「検査を行なった」を「点検検査を行った」に、「検査責任者」を「点検検査責任者」に改め、同条第3項中「検査責任者」を「点検検査責任者」に、「防火管理者」を「防火・防災管理者」に改める。

第8条中「防火管理者」を「防火・防災管理者」に、「退去させ」を「退去させ、」に改める。

第9条中「、又は」を「又は」に、「防火管理者」を「防火・防災管理者」に改める。

第10条中「課」を「課（庁内の課等をいう。別表において同じ。）」に改める。

第11条第1項中「別表第2のとおりとする」を「防火・防災管理者が別に定める」に改める。

第12条を次のように改める。
（消防訓練）

第12条 防火・防災管理者は、消防訓練を年1回以上実施するものとする。

第13条中「とわず」を「問わず」に改める。
別表第1中「1 火気取締責任者」を削り、「及び倉庫」を

「、倉庫及び外郭団体が使用する場所」に、「正庁」を「正庁ホール」に改め、同表の2を削り、同表を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

告 示

高知県告示第725号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成30年9月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業就業者調査）
- 調査の目的
本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
人
 - 属性
林業就業者
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - 林業就業者の属性に関する事項（氏名、年齢、性別、住所及び連絡先）
 - 雇用形態（森林組合作業班員、会社等雇用就業者、県内移動就業者、県外出稼ぎ就業者、自営業者、一人親方又は県外就業者）
 - 作業種別就労日数（造林、伐木造林、しんぼく薪炭、作業道、木材運搬等）
 - チェーンソー保有台数
 - 新規又は離職の別
 - 動向区分（最終学歴、他業種からの参入及び県外からのU・I・Jターン等の状況）
 - その基準となる期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 報告を求める者
 - 数

<p>3,200人（概数）</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めするために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成30年9月中旬から同年10月30日まで</p> <p>高知県告示第726号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成30年9月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業機械器具調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 人及び事業体</p> <p>(3) 属性 林業就業者及び林業事業体</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告をを求める事項</p> <p>ア 林業機械・器具現況調査票</p> <p>(ア) 保有状況</p> <p>(イ) 所有区分</p> <p>イ 高性能林業機械の機種別導入状況調査票</p> <p>(ア) 機械名</p> <p>(イ) 導入・廃棄年月、導入状況（新規・中古）及び廃棄状況（廃棄・売却）</p> <p>(ウ) 導入者名</p> <p>(エ) 機械のメーカー及び型式名</p> <p>(オ) 稼働日数及び保有日数</p> <p>(カ) メンテナンス経費</p> <p>ウ 高性能林業機械導入事業体別調査票</p> <p>(ア) 事業体名</p>	<p>(イ) 年間素材生産量</p> <p>(ウ) 年間労働投下量</p> <p>(エ) 1人当たりの素材生産量</p> <p>エ 森林情報管理機器（森林GIS）調査票</p> <p>(ア) 導入者名</p> <p>(イ) 機器のメーカー及び名称</p> <p>(ウ) 導入年度</p> <p>(エ) 導入した事業等名称</p> <p>オ 森林情報管理機器（GPS）調査票</p> <p>(ア) 導入者名</p> <p>(イ) GPS受信機のメーカー、名称及び台数</p> <p>(ウ) GPS受信機の使用比率、導入年度及び導入した事業等名称</p> <p>(エ) GPS用図化ソフトウェアのメーカー、名称、導入年度及び導入した事業等名称</p> <p>(2) その基準となる期日又は期間</p> <p>(1)のア、エ及びオに掲げる事項にあつては平成30年3月31日現在、(1)のイ及びウに掲げる事項にあつては平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 550人又は事業体（概数）</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めするために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成30年9月中旬から同年10月30日まで</p> <p>高知県告示第727号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成30年9月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（素材生産量調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p>	<p>(1) 地域 県内全域</p> <p>(2) 単位 事業体</p> <p>(3) 属性 林業事業体</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 林業事業体の属性に関する事項（事業体名、代表者名、住所及び連絡先）</p> <p>イ 事業組織の形態（株式会社、有限会社、個人経営、林業経営者、森林組合、その他の組合等）</p> <p>ウ 素生連の加入状況</p> <p>エ 素材生産量（民有林及び国有林）</p> <p>オ 葉付乾燥材の生産量（民有林及び国有林）</p> <p>カ 素材出荷量</p> <p>(2) その基準となる期間 平成29年1月1日から同年12月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 140事業体</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めするために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間業者を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成30年9月中旬から同年10月30日まで</p> <p>高知県告示第728号 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。 なお、その関係図書は、土佐清水市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。 平成30年9月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県（高知県知事 尾崎 正直）</p> <p>2 埋立区域</p> <p>(1) 位置 土佐清水市西町2番2地先の公有水面</p> <p>(2) 区域</p>
--	--	---

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点4と点1とを結ぶ平成25年の秋分の日の満潮位（DLプラス2.43メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 点1 四等三角点牧山（北緯32度46分38秒4676、東経132度57分01秒3919）から306度05分59秒621.18メートルの地点
- 点2 点1から195度06分51秒6.50メートルの地点
- 点3 点2から285度06分51秒90.00メートルの地点
- 点4 点3から15度06分51秒6.50メートルの地点

(3) 面積
585.00平方メートル

- 3 埋立地の用途
清水漁港（越地区）岸壁
- 4 免許年月日及び免許番号
平成27年12月22日
高知県指令27高漁港第363号
- 5 しゅん功認可年月日
平成30年8月16日

高知県告示第729号

高知市長浜の一部地区、安芸市尾川の一部地区、宿毛市山奈町山田の一部地区、安芸郡芸西村西分の一部地区、吾川郡いの町小川縦ノ木山の一部地区及び高岡郡日高村下分の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年9月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 高知市
 - (2) 安芸市
 - (3) 宿毛市
 - (4) 芸西村
 - (5) いの町
 - (6) 日高村
- 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 高知市長浜の一部
平成24年度及び平成25年度
 - (2) 安芸市尾川の一部
平成25年度及び平成26年度
 - (3) 宿毛市山奈町山田の一部
平成22年度及び平成23年度
 - (4) 安芸郡芸西村西分の一部
平成26年度及び平成27年度
 - (5) 吾川郡いの町小川縦ノ木山の一部
平成25年度及び平成26年度

- (6) 高岡郡日高村下分の一部
平成25年度及び平成26年度

3 成果の名称

- (1) 高知市地籍図及び地籍簿
- (2) 安芸市地籍図及び地籍簿
- (3) 宿毛市地籍図及び地籍簿
- (4) 芸西村地籍図及び地籍簿
- (5) いの町地籍図及び地籍簿
- (6) 日高村地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
平成30年9月11日

高知県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年9月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年9月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村宮ノ川字コヲド1445番70	前	9.8 }	6
	後	9.9	
幡多郡三原村宮ノ川字ゴンソヲノ1256番1から幡多郡三原村宮ノ川字コヲド1445番70まで	前	8.1 }	78
	後	13.0	

高知県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年9月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年9月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市竹屋敷字藤原43番2から四万十市竹屋敷字炭床21番7まで	前	3.3 }	227
	後	17.5	
四万十市竹屋敷字藤原43番2から四万十市竹屋敷字炭床21番7まで	A	3.3 }	227
	B	17.5	
四万十市竹屋敷字藤原45番2から四万十市竹屋敷字炭床21番5まで	前	4.6 }	192
	後	15.6	

高知県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年9月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年9月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村宮ノ川字ゴンソヲノ1256番1から幡多郡三原村宮ノ川字コヲド1445番70まで	78	平成30年9月11日

高知県告示第733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年9月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和村
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市竹屋数字藤原45番2から 四万十市竹屋数字炭床21番5まで	192	平成30年9月11日

高知県告示第734号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定する。

平成30年9月11日

高知県知事 尾崎 正直

中ノ浦海岸

- 1 基準点
 - (1) 須崎市浦ノ内東分字イチラク3462番1地先の点（基準^{ひょう}）を基準点1とする。
 - (2) 基準点1から方位角239度11分13秒49.930メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点2とする。
 - (3) 基準点2から方位角231度45分50秒91.804メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点3とする。
 - (4) 基準点3から方位角232度52分07秒104.314メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点4とする。
 - (5) 基準点4から方位角223度17分28秒136.788メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点5とする。
 - (6) 基準点5から方位角254度40分55秒164.105メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点6とする。
 - (7) 基準点6から方位角328度01分22秒70.450メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点7とする。
 - (8) 基準点7から方位角246度27分24秒23.280メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点8とする。
 - (9) 基準点8から方位角179度22分46秒152.315メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点9とする。
 - (10) 基準点9から方位角179度45分33秒129.895メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点10とする。
 - (11) 基準点10から方位角226度44分36秒30.381メートルの点

（基準^{ひょう}）を基準点11とする。

- (12) 基準点11から方位角303度11分28秒45.533メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点12とする。

2 補助点

- (1) 基準点1から基準点11までの間の海上に基1Aから基10Aまでを設定する。
- (2) 基準点1から基準点11までの間の陸側は、基1B1から基11B1までを設定する。
- (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 - 基1A 基準点1から方位角179度31分42秒49.816メートルの点
 - 基4A 基準点4から方位角201度55分59秒83.633メートルの点
 - 基5A 基準点5から方位角144度48分01秒75.877メートルの点
 - 基6A 基準点6から方位角187度48分41秒58.472メートルの点
 - 基9A 基準点9から方位角139度33分45秒75.719メートルの点
 - 基10A 基準点10から方位角186度00分11秒9.275メートルの点
 - 基1B1 基準点1から方位角356度50分40秒0.781メートルの点
 - 基1B2 基準点1から方位角259度37分39秒3.260メートルの点
 - 基1B3 基準点1から方位角249度09分28秒10.360メートルの点
 - 基1B4 基準点1から方位角246度08分33秒17.448メートルの点
 - 基1B5 基準点1から方位角244度43分24秒22.495メートルの点
 - 基1B6 基準点1から方位角242度50分12秒30.239メートルの点
 - 基1B7 基準点1から方位角240度56分28秒39.489メートルの点
 - 基1B8 基準点1から方位角239度41分50秒46.895メートルの点
 - 基2B1 基準点2から方位角232度36分26秒6.442メートルの点
 - 基3B1 基準点3から方位角231度47分37秒53.768メートルの点
 - 基3B2 基準点3から方位角231度47分39秒62.814メートルの点
 - 基3B3 基準点3から方位角231度54分56秒72.804メートルの点

- 基3B4 基準点3から方位角232度09分21秒82.808メートルの点
- 基3B5 基準点3から方位角232度34分49秒95.827メートルの点
- 基4B1 基準点4から方位角237度23分41秒4.981メートルの点
- 基4B2 基準点4から方位角238度00分40秒19.030メートルの点
- 基4B3 基準点4から方位角238度44分18秒70.535メートルの点
- 基4B4 基準点4から方位角238度25分38秒83.229メートルの点
- 基4B5 基準点4から方位角237度20分28秒88.632メートルの点
- 基4B6 基準点4から方位角235度42分52秒97.645メートルの点
- 基4B7 基準点4から方位角235度54分22秒106.039メートルの点
- 基4B8 基準点4から方位角236度35分16秒107.044メートルの点
- 基5B1 基準点5から方位角1度00分32秒22.715メートルの点
- 基5B2 基準点5から方位角7度14分40秒22.561メートルの点
- 基5B3 基準点5から方位角3度24分54秒13.313メートルの点
- 基5B4 基準点5から方位角305度39分33秒4.609メートルの点
- 基5B5 基準点5から方位角240度19分11秒18.130メートルの点
- 基5B6 基準点5から方位角238度30分02秒24.146メートルの点
- 基5B7 基準点5から方位角240度03分10秒29.844メートルの点
- 基5B8 基準点5から方位角243度32分32秒38.984メートルの点
- 基5B9 基準点5から方位角255度26分24秒154.106メートルの点
- 基6B1 基準点6から方位角16度22分03秒4.961メートルの点
- 基6B2 基準点6から方位角339度16分40秒7.306メートルの点
- 基6B3 基準点6から方位角329度08分37秒13.722メートルの点
- 基6B4 基準点6から方位角328度47分47秒23.813メー

<p>トルの点</p> <p>基7B1 基準点7から方位角33度35分55秒10.595メートルの点</p> <p>基7B2 基準点7から方位角11度04分08秒6.667メートルの点</p> <p>基8B1 基準点8から方位角300度14分52秒0.961メートルの点</p> <p>基8B2 基準点8から方位角183度18分02秒25.134メートルの点</p> <p>基8B3 基準点8から方位角181度39分47秒105.431メートルの点</p> <p>基8B4 基準点8から方位角180度43分39秒113.907メートルの点</p> <p>基9B1 基準点9から方位角346度15分26秒11.748メートルの点</p> <p>基9B2 基準点9から方位角337度10分13秒12.521メートルの点</p> <p>基9B3 基準点9から方位角209度29分07秒9.797メートルの点</p> <p>基9B4 基準点9から方位角187度52分27秒33.899メートルの点</p> <p>基9B5 基準点9から方位角183度31分58秒63.794メートルの点</p> <p>基9B6 基準点9から方位角182度13分28秒84.094メートルの点</p> <p>基9B7 基準点9から方位角181度23分48秒98.794メートルの点</p> <p>基9B8 基準点9から方位角180度48分34秒108.874メートルの点</p> <p>基9B9 基準点9から方位角180度10分35秒118.878メートルの点</p> <p>基9B10 基準点9から方位角179度57分14秒124.129メートルの点</p> <p>基10B1 基準点10から方位角332度16分02秒2.392メートルの点</p> <p>基10B2 基準点10から方位角257度02分10秒3.628メートルの点</p> <p>基10B3 基準点10から方位角250度08分02秒6.027メートルの点</p> <p>基10B4 基準点10から方位角252度11分24秒9.566メートルの点</p> <p>基10B5 基準点10から方位角255度27分18秒15.023メートルの点</p> <p>基10B6 基準点10から方位角261度31分25秒18.908メートルの点</p>	<p>基10B7 基準点10から方位角263度21分31秒26.614メートルの点</p> <p>基11B1 基準点11から方位角235度50分21秒33.819メートルの点</p> <p>3 区域</p> <p>基1Aから基10Aまで、基準点11、基11B1から基1B1まで及び基1Aの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>高知県告示第735号</p> <p>海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定し、昭和50年2月高知県告示第100号(建設省所管海岸保全区域の指定)は、廃止する。</p> <p>平成30年9月11日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>浦場海岸</p> <p>1 基準点</p> <p>(1) 須崎市浦ノ内今川内字浦場400番1地先の点(基準銀)を基準点1とする。</p> <p>(2) 基準点1から方位角248度50分27秒78.981メートルの点(基準銀)を基準点2とする。</p> <p>(3) 基準点2から方位角220度18分38秒58.554メートルの点(基準銀)を基準点3とする。</p> <p>(4) 基準点3から方位角225度14分17秒75.065メートルの点(基準銀)を基準点4とする。</p> <p>(5) 基準点4から方位角194度51分39秒92.841メートルの点(基準銀)を基準点5とする。</p> <p>(6) 基準点5から方位角180度39分36秒79.260メートルの点(基準銀)を基準点6とする。</p> <p>(7) 基準点6から方位角219度05分07秒99.861メートルの点(基準銀)を基準点7とする。</p> <p>(8) 基準点7から方位角203度24分26秒80.503メートルの点(基準銀)を基準点8とする。</p> <p>(9) 基準点8から方位角216度37分17秒74.906メートルの点(基準銀)を基準点9とする。</p> <p>(10) 基準点9から方位角204度05分49秒54.732メートルの点(基準銀)を基準点10とする。</p> <p>(11) 基準点10から方位角196度44分05秒78.079メートルの点(基準銀)を基準点11とする。</p> <p>(12) 基準点11から方位角289度30分17秒215.391メートルの点(基準銀)を基準点12とする。</p> <p>(13) 基準点12から方位角191度01分46秒16.711メートルの点(基準銀)を基準点13とする。</p> <p>2 補助点</p> <p>(1) 基準点1から基準点13までの間の海上に基1Aから基13</p>	<p>A2までを設定する。</p> <p>(2) 基準点1から基準点13までの間の陸側は、基1B1から基13B2までを設定する。</p> <p>(3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>基1A 基準点1から方位角315度00分00秒140.000メートルの点</p> <p>基11A 基準点11から方位角315度29分55秒135.724メートルの点</p> <p>基13A1 基準点13から方位角333度53分53秒123.523メートルの点</p> <p>基13A2 基準点13から方位角250度00分01秒50.000メートルの点</p> <p>基1B1 基準点1から方位角43度31分31秒2.500メートルの点</p> <p>基1B2 基準点1から方位角222度32分59秒4.565メートルの点</p> <p>基1B3 基準点1から方位角279度22分27秒8.343メートルの点</p> <p>基1B4 基準点1から方位角229度32分47秒53.434メートルの点</p> <p>基1B5 基準点1から方位角239度43分15秒65.167メートルの点</p> <p>基1B6 基準点1から方位角241度09分15秒70.944メートルの点</p> <p>基1B7 基準点1から方位角240度15分46秒73.344メートルの点</p> <p>基2B1 基準点2から方位角135度43分44秒3.335メートルの点</p> <p>基2B2 基準点2から方位角211度14分19秒28.025メートルの点</p> <p>基3B1 基準点3から方位角120度29分51秒5.797メートルの点</p> <p>基3B2 基準点3から方位角200度27分44秒18.988メートルの点</p> <p>基3B3 基準点3から方位角209度44分25秒30.576メートルの点</p> <p>基3B4 基準点3から方位角213度08分08秒36.918メートルの点</p> <p>基3B5 基準点3から方位角219度03分50秒50.207メートルの点</p> <p>基3B6 基準点3から方位角220度32分19秒59.385メートルの点</p> <p>基4B1 基準点4から方位角118度01分25秒6.202メートルの点</p> <p>基4B2 基準点4から方位角171度29分12秒9.221メートルの点</p>
--	--	--

ルの点	基 5 B 9 基準点 5 から方位角134度22分28秒65.919メートルの点	トルの点
基 4 B 3 基準点 4 から方位角179度30分22秒14.266メートルの点	基 5 B 10 基準点 5 から方位角140度30分39秒68.416メートルの点	基 8 B 3 基準点 8 から方位角146度04分41秒15.143メートルの点
基 4 B 4 基準点 4 から方位角178度05分49秒17.677メートルの点	基 5 B 11 基準点 5 から方位角147度52分57秒68.757メートルの点	基 8 B 4 基準点 8 から方位角145度53分46秒30.484メートルの点
基 4 B 5 基準点 4 から方位角173度28分54秒20.745メートルの点	基 5 B 12 基準点 5 から方位角154度58分22秒68.820メートルの点	基 8 B 5 基準点 8 から方位角123度16分54秒35.683メートルの点
基 4 B 6 基準点 4 から方位角167度54分54秒23.342メートルの点	基 5 B 13 基準点 5 から方位角171度05分23秒71.633メートルの点	基 8 B 6 基準点 8 から方位角123度42分40秒36.104メートルの点
基 4 B 7 基準点 4 から方位角153度26分39秒33.221メートルの点	基 5 B 14 基準点 5 から方位角173度28分21秒73.118メートルの点	基 8 B 7 基準点 8 から方位角131度07分21秒33.638メートルの点
基 4 B 8 基準点 4 から方位角149度31分20秒45.307メートルの点	基 6 B 1 基準点 6 から方位角74度53分24秒7.508メートルの点	基 8 B 8 基準点 8 から方位角151度19分45秒41.968メートルの点
基 4 B 9 基準点 4 から方位角151度46分12秒52.392メートルの点	基 6 B 2 基準点 6 から方位角100度59分07秒7.373メートルの点	基 8 B 9 基準点 8 から方位角163度33分05秒47.362メートルの点
基 4 B 10 基準点 4 から方位角156度11分10秒58.093メートルの点	基 6 B 3 基準点 6 から方位角119度24分15秒8.821メートルの点	基 8 B 10 基準点 8 から方位角178度45分34秒54.227メートルの点
基 4 B 11 基準点 4 から方位角161度34分01秒61.250メートルの点	基 6 B 4 基準点 6 から方位角131度47分02秒11.179メートルの点	基 8 B 11 基準点 8 から方位角192度42分37秒53.922メートルの点
基 4 B 12 基準点 4 から方位角166度07分17秒63.198メートルの点	基 6 B 5 基準点 6 から方位角158度19分59秒38.712メートルの点	基 8 B 12 基準点 8 から方位角204度37分13秒56.757メートルの点
基 4 B 13 基準点 4 から方位角176度12分10秒65.959メートルの点	基 6 B 6 基準点 6 から方位角161度59分55秒49.890メートルの点	基 8 B 13 基準点 8 から方位角210度30分53秒60.434メートルの点
基 4 B 14 基準点 4 から方位角190度48分44秒72.903メートルの点	基 6 B 7 基準点 6 から方位角163度51分54秒58.603メートルの点	基 8 B 14 基準点 8 から方位角213度42分21秒64.064メートルの点
基 4 B 15 基準点 4 から方位角193度32分02秒76.942メートルの点	基 6 B 8 基準点 6 から方位角179度38分40秒63.156メートルの点	基 8 B 15 基準点 8 から方位角216度46分49秒69.588メートルの点
基 4 B 16 基準点 4 から方位角194度06分10秒81.129メートルの点	基 6 B 9 基準点 6 から方位角208度13分12秒94.129メートルの点	基 9 B 1 基準点 9 から方位角334度21分37秒1.523メートルの点
基 5 B 1 基準点 5 から方位角47度30分26秒6.789メートルの点	基 6 B 10 基準点 6 から方位角213度39分39秒91.406メートルの点	基 9 B 2 基準点 9 から方位角235度10分41秒4.002メートルの点
基 5 B 2 基準点 5 から方位角110度14分41秒14.718メートルの点	基 7 B 1 基準点 7 から方位角120度01分11秒2.664メートルの点	基 9 B 3 基準点 9 から方位角217度36分52秒12.113メートルの点
基 5 B 3 基準点 5 から方位角113度11分37秒22.951メートルの点	基 7 B 2 基準点 7 から方位角217度58分39秒14.847メートルの点	基 9 B 4 基準点 9 から方位角213度57分08秒17.158メートルの点
基 5 B 4 基準点 5 から方位角114度04分48秒35.955メートルの点	基 7 B 3 基準点 7 から方位角194度22分03秒22.358メートルの点	基 9 B 5 基準点 9 から方位角208度59分01秒37.960メートルの点
基 5 B 5 基準点 5 から方位角116度02分37秒41.127メートルの点	基 7 B 4 基準点 7 から方位角200度58分30秒54.082メートルの点	基 9 B 6 基準点 9 から方位角207度53分05秒48.799メートルの点
基 5 B 6 基準点 5 から方位角118度13分53秒46.288メートルの点	基 7 B 5 基準点 7 から方位角207度24分38秒70.251メートルの点	基 9 B 7 基準点 9 から方位角206度01分25秒54.096メートルの点
基 5 B 7 基準点 5 から方位角124度08分49秒55.498メートルの点	基 8 B 1 基準点 8 から方位角83度00分13秒2.594メートルの点	基 10 B 1 基準点 10 から方位角215度22分34秒2.225メートルの点
基 5 B 8 基準点 5 から方位角128度54分08秒61.801メートルの点	基 8 B 2 基準点 8 から方位角138度14分26秒15.273メートルの点	基 10 B 2 基準点 10 から方位角181度32分10秒6.230メートルの点

基10B 3 基準点10から方位角167度36分35秒10.589メートルの点	トルの点	基1 B 4 基準点1から方位角144度42分40秒12.425メートルの点
基10B 4 基準点10から方位角152度27分14秒18.073メートルの点	基12B 3 基準点12から方位角132度28分23秒32.717メートルの点	基1 B 5 基準点1から方位角98度50分15秒15.485メートルの点
基10B 5 基準点10から方位角144度12分19秒24.762メートルの点	基12B 4 基準点12から方位角74度48分38秒9.736メートルの点	基1 B 6 基準点1から方位角87度53分08秒13.172メートルの点
基10B 6 基準点10から方位角139度14分32秒31.726メートルの点	基12B 5 基準点12から方位角225度44分31秒7.809メートルの点	基1 B 7 基準点1から方位角58度17分33秒70.215メートルの点
基10B 7 基準点10から方位角140度11分27秒37.319メートルの点	基13B 1 基準点13から方位角82度05分52秒4.161メートルの点	基1 B 8 基準点1から方位角64度23分12秒72.621メートルの点
基10B 8 基準点10から方位角142度45分27秒42.501メートルの点	基13B 2 基準点13から方位角202度20分11秒2.844メートルの点	基1 B 9 基準点1から方位角60度38分22秒86.314メートルの点
基10B 9 基準点10から方位角141度33分09秒44.386メートルの点	3 区域	基2 B 1 基準点2から方位角109度20分27秒13.443メートルの点
基10B 10 基準点10から方位角130度10分50秒45.070メートルの点	基1 Aから基13A 2まで、基13B 2から基1 B 1まで及び基1 Aの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域	基2 B 2 基準点2から方位角325度34分48秒35.492メートルの点
基10B 11 基準点10から方位角130度23分55秒46.055メートルの点	高知県告示第736号	基2 B 3 基準点2から方位角323度08分44秒37.809メートルの点
基10B 12 基準点10から方位角142度00分42秒45.449メートルの点	海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定し、平成20年7月高知県告示第480号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。	基2 B 4 基準点2から方位角319度11分26秒40.360メートルの点
基10B 13 基準点10から方位角143度46分05秒50.192メートルの点	平成30年9月11日	基2 B 5 基準点2から方位角315度38分49秒42.273メートルの点
基10B 14 基準点10から方位角172度07分26秒58.520メートルの点	高知県知事 尾崎 正直	基2 B 6 基準点2から方位角312度05分43秒43.522メートルの点
基11B 1 基準点11から方位角100度00分18秒8.087メートルの点	今川内海岸	基2 B 7 基準点2から方位角309度19分55秒44.904メートルの点
基11B 2 基準点11から方位角220度00分49秒34.306メートルの点	1 基準点	基2 B 8 基準点2から方位角303度09分53秒49.667メートルの点
基11B 3 基準点11から方位角223度20分03秒38.359メートルの点	(1) 須崎市浦ノ内今川内字塩田4地先の点（基準 ^{ひょう} ）を基準点1とする。	基3 B 1 基準点3から方位角177度47分49秒5.775メートルの点
基11B 4 基準点11から方位角255度53分32秒63.751メートルの点	(2) 基準点1から方位角49度20分14秒84.909メートルの点（基準 ^{ひょう} ）を基準点2とする。	基3 B 2 基準点3から方位角8度39分09秒0.791メートルの点
基11B 5 基準点11から方位角246度14分27秒70.028メートルの点	(3) 基準点2から方位角303度56分26秒58.329メートルの点（基準 ^{ひょう} ）を基準点3とする。	基3 B 3 基準点3から方位角318度28分30秒1.097メートルの点
基11B 6 基準点11から方位角249度50分15秒77.097メートルの点	2 補助点	3 区域
基11B 7 基準点11から方位角263度29分00秒69.107メートルの点	(1) 基準点1から基準点3までの間の海上に基1 A及び基3 Aを設定する。	基1 A、基3 A、基3 B 3から基1 B 1まで及び基1 Aの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
基11B 8 基準点11から方位角268度27分39秒90.169メートルの点	(2) 基準点1から基準点3までの間の陸側は、基1 B 1から基3 B 3までを設定する。	高知県告示第737号
基11B 9 基準点11から方位角268度21分17秒140.667メートルの点	(3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。	昭和33年5月高知県告示第370号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
基12B 1 基準点12から方位角143度19分03秒44.007メートルの点	基1 A 基準点1から方位角253度51分57秒78.420メートルの点	平成30年9月11日
基12B 2 基準点12から方位角148度28分46秒39.254メートルの点	基3 A 基準点1から方位角11度25分35秒77.271メートルの点	高知県知事 尾崎 正直
	基1 B 1 基準点1から方位角238度05分08秒71.612メートルの点	別表中ノ浦の項を削る。
	基1 B 2 基準点1から方位角235度08分35秒69.153メートルの点	高知県告示第738号
	基1 B 3 基準点1から方位角165度18分02秒9.766メートルの点	昭和42年12月高知県告示第557号（海岸保全区域の指定）の一

部を次のように改正する。

平成30年9月11日

高知県知事 尾崎 正直

9を次のように改める。

9 大鶴津海岸

(1) 基準点

ア 高岡郡四万十町大鶴津字大鶴津山322地先の点（基準^{ひょう}）を基準点1とする。

イ 基準点1から方位角154度46分15秒3.606メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点2とする。

ウ 基準点2から方位角155度35分57秒116.299メートルの点（基準^{ひょう}）を基準点3とする。

(2) 補助点

ア 基準点1から基準点3までの間の海上に基2 A及び基3 Aを設定する。

イ 基準点1から基準点3までの間の陸側は、基2 B及び基3 Bを設定する。

ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

基2 A 基準点2から方位角55度54分49秒50.428メートルの点

基3 A 基準点3から方位角68度29分06秒50.160メートルの点

基2 B 基準点2から方位角259度49分35秒21.876メートルの点

基3 B 基準点3から方位角246度20分04秒24.851メートルの点

(3) 区域

基2 A、基3 A、基3 B、基2 B及び基2 Aの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成30年9月11日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 起業者の名称

南国市

2 事業の種類

高知広域都市計画道路事業（3・4・6号高知南国線）

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

南国市大埴地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
野岸	甲1709番5	宅地	宅地	3218.89㎡	3180.49㎡	839.64㎡
			公衆用道路		38.38㎡	

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

4 土地所有者の住所及び氏名

南国市植田631番地 森田 純生

5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

(1) 愛媛県松山市勝山町二丁目1番地
株式会社愛媛銀行 代表取締役 西川 義教
根抵当権（平成19年12月11日 第12113号）及び根抵当権（平成19年12月11日 第12114号）

(2) 高知市棧橋通一丁目1番30号
有限会社成 代表取締役 成 康準

賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年9月5日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成30年9月11日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 起業者の名称

南国市

2 事業の種類

高知広域都市計画道路事業（3・4・6号高知南国線）

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

南国市大埴地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
実兼	甲1772番15	宅地	宅地	826.48㎡	812.99㎡	0.11㎡
			公衆用道路		13.51㎡	

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

4 土地所有者の住所及び氏名

高知市棧橋通一丁目1番30号

有限会社成 代表取締役 成 康準

5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

高知市堺町2番24号
株式会社高知銀行 代表取締役 森下 勝彦
根抵当権（平成14年2月28日 第2031号）

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年9月5日